

実務研究

日本税務会計学会
平成27年4月 月次研究会



田村 桂一 [青梅]

国際戦略総合特区の優遇税制と制度の問題点

1. はじめに

日本では、いくつかの地域で、優遇税制が設けられた特区が設けられている。

最近も、東京圏(東京都・神奈川県・千葉県成田市)が「国家戦略特区」となっており、国家戦略特区においても優遇税制が整備されている。

特区の優遇税制も租税特別措置でありながら「中小企業等投資促進税制」等と

2. 特区とは

特区とは、「特別区域」の略である。日本では沖縄の「経済特区」、東日本の「復興特区」、全国各地の「構造改革特区」「総合特区」「国家戦略特区」といったようにさまざまな種類の特区が存在している。このため、ここでは「特区とは、産業の発展等、経済の活性化を図るために、一定の地域に限定した税制上の優遇措置や規制緩和を行う制度」と定義する。なお、「経済特区」も「特区」と同じ意味で用いる。

日本で初めて特区が法律

違つて、我々税理士にとって馴染みのない制度である。

そこで、特区における優遇税制の内容、利用状況等について、設置から複数年経た国際戦略総合特区を例に説明する。そのうえで、日本における特区の優遇税制の問題点について、述べることにする。

定められたのは、平成14年の沖縄の経済特区である。ただし、沖縄では本土復帰した昭和47年から様々な優遇制度が存在しており、それらの経済振興制度が実質的には特区の機能を有しており、平成14年以降の沖縄の経済特区に引き継がれている。

平成23年よりスタートしたのが、構造改革特区である。構造改革特区は、規制緩和が目的とされており、税制面での優遇措置はなかった。平成23年よりスタートし

たのが総合特区(国際戦略総合特区、地域活性化総合特区)である。総合特区は任意の地域の活性化を目指すものであり、規制面や税制面の区切りなく政府が支援を行う形で進められた。同じく平成23年には、東日本大震災を受けて、被災地の復興を目指して復興特

3. 国際戦略総合特区の優遇税制の内容

(1) 国際戦略総合特区制度の目的

国際戦略総合特区について定めている総合特別区域法では、国際戦略総合特区は、「産業の国際競争力の強化」を「総合的かつ集中的に推進する」ことで、日本の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的として、設置されている。この目的に資するものとして、次のような4つの戦略が提示されている。

- ①グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
- ②ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
- ③アジア経済戦略
- ④観光立国・地域活性化戦略

(2) 国際戦略総合特区での優遇税制の内容

- 優遇税制は、大きく分けて三つあり、中でも所得控除は影響が大きい。
- ①機械等取得した場合の特別償却(取得価額の50%(建物等は25%))
- ②機械等取得した場合の

区(東日本大震災復興特別区域)が設けられた。平成25年からスタートしたのが、国家戦略特区である。国家戦略特区は、総合特区と似た制度であるが、総合特区の経験を活かして、総合特区と異なる仕組みを設けるとともに、迅速な展開を目標としている。

このように、優遇税制を利用している法人は多くなく、その事業規模を見てみると、中小企業ではなく、事業規模の大きい大企業が大半を占めている。

(4) 優遇税制の利用が可能な法人の数

優遇税制の利用が少ないのは、優遇税制の利用が可能となっている法人が少ないこと、そして優遇税制の魅力が乏しいためと推測される。

優遇税制が可能となった法人については、公示義務があるため、平成27年3月時点で、優遇税制の利用が可能となった法人のうち、自治体HPで開示している情報をまとめたところ、次のようであった。

- 特別償却については、平成23年度は2件、平成24年度は5件、平成25年度は8件であった。内訳として、平成23年度は事業規模の小さな法人が制度を利用しており、平成24年度は比較的事業規模の大きな法人が主に利用している。平成25年度は、資本金は少ないが所得が比較的多い法人が主に利用している。
- 法人税額の特別控除については、平成23年度は0件、平成24年度は14件、平成25年度は29件であった。内訳としては、平成24年度、25年度ともに比較的事業規模の大きな法人が大半を占めている。

4. 海外の特区における優遇税制

戦略総合特区 42社
・グリーンアジア国際戦略総合特区 7社

② 所得控除の利用が可能となった法人は見つけられなかった

発展途上国では経済発展の起爆剤として特定の地域に外国企業などへの優遇措置を定めて、資金や先進技術の取込みを図るために設置されることが多い。

外国企業の誘致を目的とした地域限定型の優遇税制を設けたアジアの特区の例を次に示している。

- 「中国」減税・免税措置(経済特区で国が重点的に支援するハイテク企業は、企業所得税が2年間免税・3年間半減税措置(標準税率25%))
- 「韓国」減税措置(外国人投資地域および経済自由区内の製造・物流・研究開発・ホテル休養事業に対して、法人税等を5年ないし7年間50~100%を減免)
- 「インド」無税措置(特別経済特区において、最大10年間100%の法人税免除)
- 「シンガポール」軽減税率(法人税の標準税率が17%と低く、これに加えて5~15%の軽減税率や最長15年間の免税等があり、実効税率は17%を下回る)

日本でも、沖縄の経済金融活性化特区や、国際戦略融活性特区や、国際戦略

総合特区、国家戦略特区において、外国企業の誘致を目指しているが、海外特区と比較すると、優遇税制の優遇幅は少ないように見える。

外国企業の誘致に最も影響が大きいと考えられる所得控除に注目してみる。日本では直近の税制改正により、実効税率が30%程度となった。その結果、沖縄の経済特区は実質18~19%程度の税率となる(40%の所得控除)。また、国際戦略総合特区でも、実質24~25%程度の税率となる(20%の所得控除)。

これは、国内では魅力的な税率だが、海外の特区と比較すると、まだまだ高く、低い法人税率を外国企業誘致の目玉とするのであれば、さらに税率を引き下げる必要がある。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、沖縄の特区における所得控除の特例を利用している件数は、平成23年度で1件、平成24年度で2件、平成25年度は0件となっており、利用件数が低いことが分かる。

また、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、沖縄の特区における所得控除の特例を利用している件数は、平成23年度で1件、平成24年度で2件、平成25年度は0件となっており、利用件数が低いことが分かる。

5. 日本の特区の問題点と今後の課題

国際戦略総合特区は、日本の経済をけん引することが期待される産業の国際競

ベンチャー企業が特区を有効に利用すべきであるが、実際には大企業が特区の優遇税制を活用している。ベンチャー企業のチャンスを拡大させる機能が、成長分野に注力した国際戦略総合特区に求められている機能である。しかし、現状の優遇税制は、所得の発生が前提となる優遇措置であるため、ベンチャー企業のような短期的に多くの所得が期待できない法人は、メリットを享受することが難しい。

特区では、補助金等のような支援措置も設定されているが、国際戦略総合特区のような所得の有無・多寡に影響を受けにくい優遇税制を、敢えて設置すべきである。これは、国家戦略特区も同様であろう。

また、日本の優遇税制は海外の特区等と比べて魅力的でないためと推測されるため、外国企業を積極的に誘致するためには、魅力的な優遇税制を用意する必要がある。

【参考資料】
「租税特別措置 歴史と構造」和田八束 有斐閣
「経済成長戦略における構造改革特区の役割」八代尚宏 税研 164 日本税務研究センター
「アジアにおける特区制度」築瀬正人 税研 164 日本税務研究センター
「シンガポールの税務行政と税制の概要」寺田裕子 税大ジャーナル18税務大学院

国際戦略総合特区は、日本の経済をけん引することが期待される産業の国際競